

ARCHDIOCESE OF TOKYO
3-16-15, Sekiguchi, Bunkyo-ku
112-0014 TOKYO - JAPAN
Tel: 03-3943-2301
Fax 03-3944-8511



112-0014
東京都文京区関口 3-16-15
カトリック東京大司教区
diocese@tokyo.catholic.jp

カトリック東京大司教区の皆さんへ

カトリック東京大司教区 大司教
菊地功

2021年9月24日

四回目となる緊急事態宣言解除を受けて

四回目となる緊急事態宣言は、現時点では9月末日をもって解除となる見込みです。そこで、東京教区においては、10月1日からミサの公開と教会活動を再開いたします。現状に適應させたステージ3の感染対策といたしますので、添付の一覧をご参照の上、小教区などにおける感染対策にあたってください。

なお10月1日以降、小教区の主日ミサとは別に、教区内で土曜日などにミサを伴う行事がいくつか予定されていますが、それぞれの主催者にあつては、必ず聖堂を管理する主任司祭・責任者と相談し、その小教区などの定めている感染対策を遵守されるようお願いいたします。

教会においては、感染後に亡くなられた信徒の方が少なからずおられることや、司祭や信徒で感染された方もおられるとの報告は受けていますが、教会活動を起源とした感染拡大は、現時点でも報告されていません。

ワクチン接種に関しては、「隣人愛の行為」として接種を勧める教皇様の言葉もあり、受けることをお勧めします。しかし、体調やアレルギーを含めさまざまな事情で受けないことを選択される方もおられますので、教区として接種を義務化するような判断はしていません。現時点で接種の義務を求めていますから、ワクチン接種の有無で、教会活動参加の可否を判断することもしていません。

この困難の中で、感染症への対策にご協力いただいている皆様に、心から感謝いたします。「感染しない、感染させない」ことを念頭に、自分の身を守るだけでなく他の方々への十分な配慮をもってお互いのいのちを守るための積極的な行動であることを、どうか心に留めてください。

あらためて申し上げますが、困難なときだからこそ、教会共同体の見えない絆で、互いが強く結びあわされていることを思い起こしましょう。教会共同体の中心には、世の終わりまで、主イエスご自身が必ずともにおられ、わたしたちと歩みをともにしながら導いてくださいます。この困難な時を一日も早く乗り越えることが出来るように、聖霊の導きを、父である神に、ともに祈り求め続けましょう。

以上

< 参照 >

2021年10月1日以降におけるステージ3の対応

- 1 : 聖堂内で、互いに最低でも1メートルの距離を保つため、入堂人数の制限をします。それが不可能な場合や、また十分な換気が出来ない聖堂構造の場合も、聖堂を典礼に使うことは出来ません。ミサ後には、順序よく退堂し、聖堂内や周辺での「あいさつ」「立ち話」は、当分のあいだお控えください。

対策の具体的な方法について、主任司祭の指示に従ってください。また、ミサのある教会を求めて、移動することをお控えください。ご自分の所属教会、または共同体の一員となっている教会の指示に従ってください。なお小教区は、感染が発生した場合に保健所の要請に応えるため、ミサ参加者の情報を把握します。情報の取り扱いには注意し、後日破棄します。

- 2 : 高齢の方・基礎疾患のある方は、できる限りご自宅でお祈りください。ただし、教会での年齢制限は行いません。ご家族から懸念が表明されたときも、ご自宅でお祈りください。なお、主日のミサにあずかる義務は、教区内のすべての方を対象に引き続いて免除します。
- 3 : 2020年1月31日以降の当初から行われてきた手指消毒など感染症対策を充分に行い、換気を保ち、しばらくの間は、全員マスクを着用してください。
- 4 : しばらくの間、ミサや集会などで、聖歌を「全員で一緒に歌う」こと、「祈りを一緒に声を出して唱える」ことを控えてください。オルガン独奏や、マイクを利用しての独唱を基本とし、広い空間があり換気が出来る場合、少数の聖歌隊の歌唱は可能です。その場合も、互いの距離を1メートルほど確保してください。
- 5 : しばらくの間、ミサでの奉納も行いません。またしばらくの間、聖体拝領は、必ず拝領の直前に消毒をした手でお受けください。口での拝領を希望される方は、特に司祭の手指を介した他者への感染を防ぐため、事前に司祭にご相談ください。
- 6 : ミサ以外の、会議や会合、集い、勉強会などの対面の活動は、可能な限りオンラインとするものの、会場の収容人数（定員の半分以下）や換気、時間（最大でも1時間半以内）に慎重に配慮しながら、実施することも出来ます。なお飲食を伴う行事は控えてください。
- 7 : ゆるしの秘跡については、部屋の換気にご留意ください。なお2020年3月26日付の、「一般赦免に関する使徒座裁判所内赦院からの通達に関して」の公示は、現在も有効です。

付記：聖体を授ける司祭や臨時の奉仕者は、必ず直前に手指を消毒し、マスクを着用してください。信徒の方に「聖体授与の臨時の奉仕者」をお願いすることも、主任司祭の判断にゆだねます。

なお、マスクはワクチン接種の有無にかかわらず着用してください。フェイスシールドはマスクの代わりにはなりません。フェイスシールドを使う場合でも、マスクを併用ください。また、不織布マスクを使用されることをお勧めします。